# 東洋拓殖による農業入植地の立地特性

----メソスケールの要因を中心に-----

轟 博志

### はじめに

1876年に江華島条約が締結されて以来、日清・日露の両戦役を経ながら、日本は徐々に朝鮮半島への政治・軍事・経済的なプレゼンスを強めてゆき、1910年には日韓併合というかたちで自国の版図に編入した。この過程では官僚・軍人・資本家など植民地経営に不可欠な人々のみが日本から海を渡ったのではなく、それよりも多くの一般市民が生活の場を求めて渡鮮していった。それにより朝鮮における日本のプレゼンスは外地の統治や経営にかかわる部分のみならず、社会・文化的な部分も重要な構成要素となった。いわゆる「在朝日本人」の中には人口的には一般市民が大多数を占めていたし、結果として政府の要請で渡鮮した人々も、一般市民と共同のコミュニティーを築き上げてきた。

在朝日本人をテーマとした研究は近年大きく進展し、経済学、歴史学、社会学、地理学など多様なアプローチがなされてきた<sup>1)</sup>。一方で、研究の事例は都市に集中し、農村地帯に関する研究はまだ多くない。これは、日本人が開港などの旧居留地に集中して居住していたこと、そうした場所では居留民団、学校、商工会議所など日本人による組織も多く、活用可能な新聞等の文献や記録が多く残されたこと、自営業者が多く分布し、紳士録などに多く記載されたことなどによる。

一方で農村地帯に関しても、地域の拠点となる開港等で発行された書籍において記述されることはあるが、それは農場主や官僚、自営業者などが中心であり、一般の農民はほとんど取り上げられず、史料の面からその実態を明らかにするのは難しかった。

日本から移住した農民は、多くの漁民がそうであるように個人の、あるいは集団の自由意志によるものもあったが、主流を占めるのは制度的な移住であった。制度的なものにも、例えば不二農村のような民間資本のものもあれば、本稿で取り上げる東洋拓殖のような国策によるものもあった。このうち東洋拓殖による農業移住に関しては、会社が発行した詳細な名簿が残されている。これには移住者の出身地、氏名、移住年度、団体名、移住地など、詳細な情報が記されている。このため、農村地域において入植行動がどのように行われたのかを時間的・空間的両面から検証できる具体的な史料となりうる。これを地域の地籍資料や口述資料と照合させてゆけば、朝鮮の農村社会における在韓日本人像が浮かび上がってゆくと考えられる。

一方で東洋拓殖株式会社については、これまで日韓両国において、歴史学・社会学・経済学など様々な立場から研究がなされ<sup>2)</sup>、会社の歴史的意義や地域に与えた影響について、一定の定義がなされるようになった。しかし空間的、すなわち地理学的な特性に関する研究はまだ緒についたばかりである。上記の『移住民名簿』は移住民の出身地は町村単位と移住地は大字単位

で明記されている,優れて地理学的な特性を持つものであるので,その活用によって東洋拓殖 の企業活動の地理学的な側面も明らかにしうると考える。

第1節で示すように,筆者は『移住民名簿』を手がかりに,東洋拓殖研究への地理学的概念の導入を試みてきた。本稿の目的はその基礎研究段階での集大成として,地籍図を活用した「視覚化」を試み,筆者の先行研究において示してきた仮説を視覚的に確認することにある。

第1節においては『移住民名簿』を活用した既存の研究手法と、それにより導き出された仮説の整理を行う。第2節は若干補論的になるが、今までの地理学的論議で欠けていたメソスケールの視点、即ち各地域圏における移住地の立地特性とその要因について検討し、以って本論となる第3節の論点を整理する。第3節においては第2節において典型的な要因によって立地したと考えられる事例を取り上げて、地籍図を用いた「視覚化」を試みる。

# 1. 移住集落内の地理的構造

### 『移住民名簿』を活用した移住地の地理的特性分析法

東洋拓殖株式会社は外地,特に朝鮮半島の開発のための特殊目的会社として,日韓併合直前の1908年に設立された。事業の大きな柱の一つは農地経営であるが,これには東洋拓殖が自ら地主となって,小作人と契約を結んで農場経営を行う場合と,内地より自作農の移住者を募って耕作に当たらせる場合があった。東洋拓殖の農業移住事業の背景と推移については複数の別稿3)で明らかにしているので,それらを参照されたい。

筆者は2003年に『移住民名簿』を入手して以来、主に事例研究を重ねることによって、その地理学的活用を模索してきた。釜山の図書館に保管されていた『移住民名簿』に再び陽をあて、植民地研究へ活用する端緒を開いたのは木村4)の研究であり、山口県旧仁保村を事例に、主に輩出地側の「送り出し」要因を分析し、それが国家及び地域の経済・社会的事情と密接な関係を有していることを指摘した。

筆者は木村の着眼点を活用しながら、移住地での「定着過程」の地理的要因分析を行ってきた。日本統治期に作成された土地台帳や地籍図と照合することにより、移住民の入植地や土地の取得状況などを、空間軸・時間軸双方に渡って追跡することが可能となった。朝鮮では1911年より7年にわたって全国的な土地調査事業が行われ、その成果をもとに各自治体において土地台帳が作成された。山元5)は土地台帳を表計算ソフトに整理してデータベース化する手法を考案し、さらにそれをGIS処理によって図化させる方法を普及させた。以後日韓両国において、日本統治期の朝鮮における土地利用の変化を追跡する際に一般的に活用されるようになった。轟もこの手法を踏襲した上で、『移住民名簿』と照合する方式を確立した。以下にその手法と、複数の事例研究により経験的に得られた地理学的な傾向を概説する。

土地台帳は一筆ごとの土地の番地,面積,地目,所有者とその住所,所有権の変動などについて記載されている行政文書である。土地台帳の制度自体は現在も存続しているが,電算化されたさいに日本統治期からの「旧台帳」は閉鎖処理された。閉鎖後も多くの自治体ではそのまま倉庫に保管しており,自治体の裁量により閲覧が可能になる場合がある。ただし近年は個人情報保護政策の進展により,拒否されるケースも増えてきている。

土地調査事業の終了は東洋拓殖の移住事業の開始よりも遅いので、土地台帳に移住開始時の状況や、移住開始前の土地所有について記載されている場合はほとんどない。仮に土地台帳の作成時点で既に移住していた場合においても、東洋拓殖から移住民への所有権移転6)がすぐに行われる場合は稀であったので、移住当初に支給された土地の所有者は昭和に入るまで東洋拓殖のままであることが多い。むしろ定着後に移住民が自ら買い増した土地の方に、『移住民名簿』に一致する所有者名が早期に現れる。所有者の住所も通常記載されているので、自宅の位置も特定できる。

# 移住集落内の地理的構造

このように土地台帳を参照することで、移住民がどこに居を構え、どこにどれだけの田畑を持ち、その所有状況は時を経てどのように変化するのかを正確に追うことができる。そうした作業の結果得られた東洋拓殖移住集落の特性は、以下の二つのキーワードにまとめられる。

第一は「混住」である。農業移住というと荒蕪地の開拓のように、新たな集落を形成し、周辺の農地を開墾するというイメージがある。東洋拓殖の農業移住の場合、そういうケースがなかったわけではないが、後述する土地取得の経緯から既墾地がほとんどを占めているため、いわゆる開拓入植ではない。従前より小作していた朝鮮人がいる場所に、かれらとの小作契約を打ち切った上で入植している。

そうした既墾地やそれに付随する宅地は連続しているのではなく、東洋拓殖が取得せずに従来の所有関係が維持された土地の中に点在する格好になっている。したがって移住者は団体移住であっても隣り合って居住する場合は稀で、既存の朝鮮人集落の中に、場合によっては複数の集落にまたがって居住する。耕地も同様にひと塊ではなく、一筆ごとに分散している場合が多い。東洋拓殖は「農村における内鮮の一体化」政策の一環であるとしているが、取得可能な土地に制約があった結果という一面も見逃せない。このような農業移住地の既存集落への「混住」は、東洋拓殖特有の地理的特徴であるといえる。

第二のキーワードは「階層分化」である。自作農として移住した農民は一律に2町歩の耕地が割り当てられたが、土地台帳で所有関係の推移を見ると、2町歩の所有のまま終戦まで推移する場合はむしろ少数で、戸別に多様な変化を見せる。周辺の土地を買収して規模を拡大する場合、さらに大地主となって小作人を雇い「農場」を形成する場合、現状維持とする場合、土地台帳から名義が消えて「消滅」する場合など、たとえ同じ出身地から同じ団体を結成して移住した場合でも、土地所有の変遷は十人十色である。

東洋拓殖では入植者が耕作規模を拡大する場合に融資や社有地の斡旋を行っていた。通常入植地周辺には東洋拓殖の所有のまま地元農民と小作契約を続けていた農地が豊富に存在したため、そうした土地が対象となった。また、一部の入植者は地元の朝鮮人や日本人からも直接土地を譲受していた。移住民のなかには地元住民を相手に高利貸しを行っていた者も少なからずおり、蓄積した財力で土地を購入したり、担保物件として取得した場合も多かったと思われる。彼らの中にはソウル(京城)など大都市に転居し、不在地主となった場合もある。一方で「消滅」した場合は、何らかの事情で内地に戻ったり、都市部などに転居・転業した場合と考えられる。

このように、最初は同一の土地所有形態でスタートした移住民は、30年以上の滞在期間にお

いて土地所有の面から「階層分化」が進み、そしてその様子が土地台帳を通じて空間的時間的に把握できることがわかる。

## 2. 移住者集落の立地要因

前節で提起した移住民入植の地理学的特徴は、集落内部というミクロの視点から考察したものである。本節ではスケールを若干広げて、道単位や郡単位など、メソスケール(中視)的な視点から移住地の立地特性を把握し、その要因について考察する。本稿の主題である「視覚化」はミクロスケールにおいて行われるが、主題の分析フレームが集落そのものの立地要因とも関連するため、補論として挿入するものである。なお、先行研究においてマクロスケール(巨視)的な、つまり朝鮮半島全体の視点から見た移住地の分布については検討しているので、これでほぼ必要な全てのスケールにおいて検討を終えることとなる。

### 自然・人文的な立地環境

マクロの視点で見ると、移住地の分布は朝鮮半島の南西半分に偏っている。これは北東半分に峻険な山地が集中し、南西半分に平野が点在する朝鮮半島の地形を反映したものだ。平野部であっても気候条件が厳しい平安道地方にはほとんど分布していない。したがって以下に述べるメソスケールの立地要因は、たとえそれを充たしていたとしても、半島の北東半分においては条件が成立しない場合が多い。

人文的な立地要因は、東洋拓殖の移住方針に明示されているものがそのまま適用できる場合が多い。第一に、既存の日本人コミュニティーとの近接性である。日本人移住民向けに学校や行政サービスなど、必要な機関を新たに構築せずとも済むように、すでにそういった施設がなされている場所を優先的に移住地とした。例えば開港、道庁所在地、郡庁所在地、面事務所所在地、地域商業の中心地などである。交通機関への接近が容易であることも重視されたが、これは行政的・経済的な拠点であれば、日本統治初期でもほぼ既に兼ね備えていた条件である。しかしながら鉄道線路や新作路?)、港湾周辺により多くの移住地が優先的に立地した。

次に耕作地としての適性である。気候条件や水利の状況、輸送の便宜などが勘案された。結果として河川の下流部や平野部に多くの移住地が立地している。

#### 東洋拓殖の活用可能地

東洋拓殖株式会社は、設立時に韓国政府から6万株、300万円にあたる出資を受けた。これは土地の譲渡による現物出資の形が取られたが、これには朝鮮王室の所有地や国有地が主に充てられた。例えば宮土(宮庄土)と呼ばれる王室財政に充当された農地、屯土と呼ばれる地方駐屯兵力の自給自足のための土地などである。最も事例として多いのは駅土で、これは日本の律令制時代の駅田のように、官道沿いに設置された駅の経営にあてるための耕地および家屋等をさす。これら公的な使途を持った土地は「駅屯土」と総称され、土地の所有関係は複雑であったが、日韓併合の前にほぼ国有化された。朝鮮の駅制は1895年に廃止され、駅土もその機能を失い、国有農地となった。

近世の朝鮮ではソウル(漢陽)を中心として全国に向かって幹線道路が放射状に延びていたため、駅も全国に分布していた。もちろん道路網は平野部や集落の多い地方でより稠密になるため、京畿道、忠清道、全羅道、慶尚道、黄海道など半島の西南方向のほうが、駅の分布はより密であった。

「三十里一息」と呼ばれたように、駅は原則として陸上交通路に沿って等間隔で置かれたが、交通量の多い場所や峠道の前後などでは、その間隔が狭まった。駅土の立地は必ずしも駅に隣接しておらず、多少離れていても耕作が可能なまとまった平地であることが優先された。ただ、駅民は駅と駅土の双方が日常の行動範囲であり、そのどちらかに住居があった場合が多いことを考えると、お互いの距離は離れていても同じ里8)や同じ面内の近接する里の中にほぼ収まっていると考えられる。

駅屯土は名目上公有地であったため、そこで耕作に従事した農民は従って、原則として小作農であった。東洋拓殖は駅屯土の譲渡を受けた後も、地主となって耕作人と契約を交わし、農場経営を続けた。一方で日本人入植の適地と認められた場所については従来の小作人の代わりに自作農としての移住者を徐々に受け入れていった。

以上のような経緯から、東洋拓殖による農業移住者は駅屯土の跡地に入植する事例がかなり

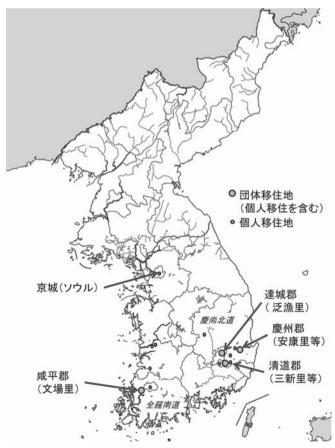


図1 山口県仁保村出身移住民の定着地分布

多く見られる。『移住民名簿』中の入植地名を参照すると、駅が存在した里または近隣の里に集団でに入植する場合が多く見られる。具体的には『移住民名簿』に記載されている 3,891 世帯のうち,807 世帯が駅の立地する面に移住し、そのうち 425 世帯は駅の立地する里に移住している。東洋拓殖の土地取得過程を鑑みるに、そのほとんどが駅屯土を活用した入植であると考えられる。それも個人単位の小規模な移住ではなく、団体による大規模な移住が多い。近世の駅の規模は一様ではなく、交通の多寡によっても規模には差がつけられていたし、また同じ地域の一群の駅を統括し、中央から上級官吏が派遣される「察訪駅」も存在した。察訪駅は官衙の施設も大きく、駅村が一つの都邑地を形成していた。その分駅土の面積も広く、東洋拓殖の農業移住地も察訪駅跡であることが多い。例えば慶尚北道清道郡に位置する省峴駅、ソウル近郊の京畿道広州郡良才駅、京畿道水原郡迎華駅などがその典型的な例である。

宮土は駅土のように全国的な分布はなく、その性格から主に首都の近郊に集中して立地した。 例えば移住農民によって広大な果樹園を形成した纛島から長安坪にかけては、王室付きの牧場 があった場所である。屯土は主に軍事施設がある辺境や海岸線近くに多く立地した。

駅屯土のような国からの譲受地の他にも、東洋拓殖は自ら土地を買収し、農業移住の対象地とするケースも存在した。その場合も多くは既墾地であり、また譲受地に連続する土地の場合が多かった。そのような事情から、移住地の分布は既存の耕地分布に大きく影響を受け、また駅を立地させた近世の陸上交通路の有無に左右された。

同じ駅屯土でも、小作人を擁する農場経営のまま残った場所もあり、積極的に日本人の移住を受け入れた地域もあった。これは都邑地への近接性、交通アクセス、耕作の容易性など、今まで見てきた要因との複合によるものと判断される。

## 3. 移住者集落における土地所有状況とその変遷

本節では、前節で典型的な移住集落の立地と認められた旧駅屯土を事例として、移住地の集 落構造とその時系列的変化の「視覚化」を試みる。事例としては取得可能かつ十分な地籍資料 が存在し、現在も当時の集落構造が伝えられている清道郡華陽面三新里を選定した。

#### 清道郡華陽面三新里の概観

清道郡は慶尚北道南東部の内陸に位置し、道庁所在地の大邱とは境界を接しているものの峻 険な峠に阻まれ、地理的および歴史的には南に接する慶尚南道密陽郡との結びつきが強かった。 中山間地域が大部分を占めているが、「嶺南大路」と呼ばれる首都と慶尚道を結ぶ幹線街道が通 過したため、交通の要衝であり、また軍事上の要害であった。朝鮮王朝が日本に派遣した「朝 鮮通信使」も、帰路はこの経路を利用した。現在でもソウルと釜山を結ぶ鉄道・幹線国道や高 速道路が清道郡を貫通している。

華陽面一帯は歴史的に清道郡の行政中心地であった。囲郭城形式の清道邑城に官衙があり、同時に郡内最大の商業地であった。1905年に京釜線鉄道が開通すると、邑城から東に 5km ほど離れた場所に清道駅が開設され、中心機能は徐々に駅前に移っていった。

「嶺南大路」は大邱と清道を結ぶ最短ルートである八助嶺を経由していた。しかし朝鮮時代に

#### 東洋拓殖による農業入植地の立地特性 (轟)

おいてこの地域最大の察訪駅である省峴駅は、八助嶺の東隣の谷間に位置する省峴(峠)の南麓に陣取っていた。省峴は清道から大邱ではなく、慶山方面に越える峠筋である。省峴察訪駅が管轄する「省峴道」は大邱・清道、密陽、玄風、昌寧、霊山などに立地する周辺の16駅を配下に置き、地域交通を掌握していた。省峴駅の駅土の面積は水田が500 斗落<sup>9)</sup>、畑地が424 斗落であったので、換算すると少なくとも30,000 から45,000 坪程度になり、配下の他の駅の場合よりも格段に広く<sup>10)</sup>、省峴駅が大規模な駅であったことがうかがい知れる。

しかしながら省峴駅は峠の麓の狭隘な谷間に立地したため、周囲に可耕地はほとんど存在しなかった。そのため下流域の平地に駅土を確保し、そこに省峴からの分村という意味を持つ「新村」という集落が形成された。この一帯は日本統治期以降の行政区画では三新里と呼ばれる。図2は省峴駅の古地図であるが、三新里の南端にある虎伏峙までが領域として描かれている。この領域は土地台帳を見るとほとんど東洋拓殖の所有地であったので、少なくとも省峴から三新里までは省峴駅に付随する駅屯土であったと推察できる。



図 2 朝鮮王朝時代省峴駅の領域



図3 三新里と周辺の地域外観

明治初期の地形図を見ると、新村よりも駅があった省幌の方が大きな集落として描写されている。1919年に京釜線鉄道に簡易駅として南省峴駅が、現在の位置よりも峠寄りに開設されたことからも、当時の集落の規模が伺い知れる。一方新村集落には1943年、南省峴国民学校(現初等学校)が開校した。

三新里には13戸の農業移住者が東洋拓殖を通じて来ている。当移住集落は上記のような地域の歴史地理的経緯推察して、駅屯土跡地を活用した移住地である可能性が極めて高い<sup>11)</sup>。

### 仁保村からの集団移住

三新里に移住した13戸のうち、11戸の出身地は山口県吉敷郡仁保村(現山口市)である。11戸とも「仁保愛国」という団体名を冠した集団移住であり、1914年に第3期移住民として移住した。仁保村からはこの他、仁保報国団体として全羅南道咸平郡梅保面文場里に7戸、城山団体として慶尚北道慶州郡江西面安康里に7戸、周防団体として慶尚北道達城郡泛漁洞に5戸等

が集団移住している。仁保村全体の東洋拓殖移住世帯は48戸にのぼり、これは『移住民名簿』に記載されている限りにおいて、一自治体単位としては最大の数である。山口県出身の全238世帯のうちでも約2割を占め、突出している。移住先は全体の3分の2が慶尚北道であり、それらは三新里を含めて大邱府の周辺を囲むような形で分布している。

東洋拓殖の移住制度は国策に基づくものではあるが、移住先の選定を除いては移住者の意思が尊重され、募集の段階では自由移民に近い。それは団体移住よりも個人移住のほうが多く、彼らの出身地や移住時期が多様であることからも確認できる。その中で仁保村からの移住はほとんどが1914年の第3期とその前後に集中していること、全体の3分の2を団体移住が占めていること、「愛国」「報国」といった移住団体名の特異性などから、強力なイニシアティブを介在させた移住事業が、極めて短期間に集中して行われたことが考えられる。

仁保村の来歴と近代の海外移住過程については木村が前述の研究で詳細に分析しているので本稿では省略する。戦後外地より多くの引揚者が帰ってきたとき、村内で受け入れに関して議論をした末、役場(現山口市仁保支所)の西側にある高野台という丘陵地を無償で払い下げ、引揚者に入植させた。その中に朝鮮からの引揚者もおり<sup>12)</sup>、住宅地図を参照すると東洋拓殖の移住者と姓が同一の世帯が数件確認できる。



図 4 竪野勘一氏の三新里における土地所有の変遷図

# 「仁保愛国」団体移住地の立地環境

三新里に移住した13戸のうち、11戸の出身地は山口県吉敷郡仁保村(現山口市)である。11戸とも「仁保愛国」という団体名を冠した集団移住であり、1914年に第3期移住民として移住した。ここからは、仁保愛国団体の移住の状況を見てゆく。

土地台帳を見ると、仁保愛国団体の移住民名簿と姓氏ともに一致する移住民は、竪野勘一ただ一人しかいない。姓のみの一致は久保初治、山根孝式、竪野伊一、竪野吉郎がおり、移住民名簿記載者の縁故者である可能性が高いが、断定はできないのでここでは省く。土地台帳に現れた竪野勘一の土地所有状況を地籍図に表したものが図4である。

竪野勘一は1914年に移住したが、土地台帳に名前が現れるのは1931年2月3日で、東洋拓殖ではなく朝鮮人所有地の譲渡を受けている。ほとんどの移住民がそうであるように、借入金を償還するまでは土地の所有権が移転されなかった。1935年3月19日に4筆の土地が一度に東洋拓殖から竪野勘一に移転している。この時点で借入れ金を返済したと考えられるが、通常返済が滞らなければ移住から15年目に移転できるものであり、事実禾湖里など他の集落の事例ではそういう場合が多かったため、返済に難があったものと想像できる。さらに同じ日付ですべての所有地を清道駅前に住む吉田英雄という日本人に所有権を譲渡しているので、事実上この人物が土地の購入を前提に資金を出して借金を完済したと思われる。この後里内に竪野勘一名義の土地はない。また土地台帳に彼の自宅として記されている宅地は、ずっと東洋拓殖所有のままだった。

仁保愛国団体の他の12戸は、名簿に記載があるので三新里に入植したことは確かであるが、いずれも東洋拓殖から所有権の移転を受けた形跡がない。そのまま終戦まで過ごしたか、途中で三新里を去ったか、また山根氏や久保氏の場合は子の代になって移転を受けた可能性がある。このあたりの事情を明らかにするには、仁保地区において更なる調査が必要であろう。

東洋拓殖から移転された竪野勘一の所有地をみると、四筆とも互いに隣接していないこと、この間には他の日本人の土地、朝鮮人の土地、東洋拓殖の土地が入り組んであること、土地の区画も整然とせず、入植前の田畑の形を引き継いであることなどの特徴が確認できる。土地調査事業で作られた地籍原図を見ると、彼の入植地は入植前から田畑であるので、恐らく駅屯土時代からの耕作地であったと思われる。

#### おわりに

以上見てきたように、東洋拓殖の農業移住地の立地はスケール別に様々な要因が複合している。マクロスケールにおいては地形や気候が左右する。メソスケールにおいては交通をはじめとしたインフラへの近接性、耕地としての適格性、そして東洋拓殖が確保可能な土地という、本事業ならではの特殊な事情も大きく作用した。その代表的な立地が旧駅屯土である。

ミクロスケールにおいては既存集落への混住と、移住民間の土地所有面での階層分化が特徴としてあったが、土地の所有状況を地籍図に投影すると、その状況を視覚的に確認できた。この部分に関しては、三新里の事例だけでは不十分であるので、複数の事例の比較を進めてゆきたい。

#### 注

- 1) 単行本化されたものには木村健二『在朝日本人の社会史』(未来社,1989年), 高崎宗司『植民地朝鮮の日本人』(岩波書店,2002年)等がある。
- 2) 例えば黒瀬郁二『東洋拓殖会社:日本帝国主義とアジア太平洋』(日本経済評論社,2003年),河合和 男ほか『国策会社・東拓の研究』(不二出版,2000年)など。
- 3) 轟博志「朝鮮における日本人農業移民:東洋拓殖と不二農村の事例を中心として」米山裕・河原典史編『日系人の経験と国際移動;在外日本人・移民の現代史』(人文書院,2007年)200-219頁;轟博志「朝鮮における日本人農業移住の空間展開」蘭信三編『日本帝国をめぐる人口移動の国際社会学』(不二出版,2008年),63-86頁。
- 4) 木村健二「東拓移民の送出過程:山口県吉敷郡旧仁保村を事例として」『経済学研究』6,(2002年): 120-134 頁。
- 5) 山元貴継「日本統治時代における朝鮮半島・木浦府周辺の空間的変容; 地籍資料の分析を中心に」(『人文地理』55巻4号(2003年):330-351頁。
- 6) 通常地代を五年据え置きのうえ10年間で償還後に所有権が移転する契約であった。
- 7) 車両通行が可能なように改修された道路。
- 8) 日本の大字に相当する。1914年以降は隣接する複数の集落をまとめて「里」を形成した。「面」は村に相当するが、自治機能はない。
- 9) 斗落は耕地面積の単位で、地域や地味により差があるが、概ね200ないし300坪が1斗落である。口語では「マジギ」と言う。
- 10) 議政府編『嶺南駅誌』, 省峴道条。
- 11) 旧大韓帝国政府が作成した「駅屯土台帳」を参照すれば旧駅屯土への入植か否かが確定できるが、所蔵している国家記録院は個人情報保護の観点から非公開としているため、論文執筆時点では確認できていない。
- 12) 仁保の郷土史編纂委員会『仁保の郷土史』(仁保の郷土史刊行会,1987年), 229-233頁。